

諮問番号：平成３０年度諮問第１号

答申番号：平成３０年度答申第１号

答申書

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第１ 審査請求の趣旨

生駒市長（以下「市長」という。）が、審査請求人に対し、平成３０年７月２日付け「生○第○○○号」でした処分を取り消す。

第２ 事案の概要

１ 経緯

本件は、審査請求人が、生駒市地域生活支援事業実施要綱（平成２９年４月１日改訂前のもの。以下「要綱」という。）第４９条第１項に基づき、市長に対し、要綱第４８条第１項第６号に定める住宅改修費の給付を申請（以下「本件申請」という。）したところ、市長が本件申請を却下する決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、市長に対し、本件処分の取消しを求めるものである。

２ 前提事実等

- (1) 要綱第４９条第１項は「日常生活用具の給付を申請する障がい者又は障がい児の保護者（以下この章において「申請者」という。）は、用具を購入する前に日常生活用具給付申請書（様式第８号）に用具の価格がわかる書類を添えて市長に申請するものとする。」と定めている。

- (2) 審査請求人は、平成２８年１１月３０日に本件申請をした。

(3) 市長は、本件申請が住宅改修工事着工後になされたものであること等を理由に本件申請を却下した。

(4) 本件申請に係る住宅改修工事は、平成28年2月20日以前に完工したことが、平成28年2月20日付け株式会社〇〇〇〇作成の審査請求人宛の請求書から認められる。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

住宅改修工事の完工後にされた本件申請を却下した本件処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(市長)

要綱は住宅改修費の給付申請につき工事着工前にしなければならないことを定めているところ、本件申請は工事完工後にされたものであるから、本件申請を却下した本件処分に違法又は不当はない。

(審査請求人)

ア 事前に洋式便器の改修工事申請を提出することなく、和式便器から洋式便器に改修工事を実施したが、いつでも和式便器に戻すことができる据置型である。

イ 工事の着工時期は工事代金が支払われた時点と解すべきであるから、平成28年11月30日にした本件申請は、実際に工事代金を支払った平成29年2月26日の前、つまり工事の着工前になされたものである。

ウ 住宅改修工事の完工後にされたものであることを理由に本件申請を却下したことは障害者差別解消法第7条の趣旨に反し違法である。

第4 当審査会の判断

要綱第49条第1項は「日常生活用具の給付を申請する障がい者又は障がい児の保護者（以下この章において「申請者」という。）は、用具を購入する前に日常生活用具給付申請書（様式第8号）に用具の価格がわかる書類を添えて市長に申請する

ものとする。」と定めているところ、本件申請は改修工事着工後にされた不適法なものであるから、本件申請を却下した本件処分に違法又は不当があるとはできない。

なお、工事の着工時期は工事代金が支払われた時点と解すべきとする審査請求人の主張は独自の見解に過ぎず、採用することはできない。

また、審査請求人は、本件申請につき、それが住宅改修工事の完工後にされたものであることを理由に却下されたことは障害者差別解消法第7条の趣旨に反し違法であると主張する。しかしながら、要綱が住宅改修費の給付申請につき、それを工事着工前にしなければならず、工事着工後は認めないことにしていることが障害者差別解消法に違反するかどうかは当審査会の審査判断権の外にある。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処理内容
平成30年11月20日	・市長からの諮問を受けた。
平成30年12月28日 (平成30年度第6回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
平成31年 1月 7日	・審査請求人から主張書面の提出を受けた。
平成31年 1月16日	・審査請求人から追加の主張書面の提出を受けた。
平成31年 2月 5日 (平成30年度第7回審査会)	・審議を行った。
平成31年 3月15日 (平成30年度第8回審査会)	・審議を終結し、答申文を決定した。

生駒市行政不服審査会

会長 金谷 重樹

委員 九鬼 康夫

委員 上崎 哉

委員 緒方 賢史

委員 和島美枝子